

新旧対照表

新	旧	備 考
(略) 5. 1 1. 専門研修の研修期間 (略) 5) 非シーリング地域の研修基幹施設に所属する専攻医は、シーリング地域に属する研修連携施設（準連携施設含む）での研修期間の上限を原則 2 年間とする。ただし、義務年限を有する医科大学卒業生（自治医科大学、産業医科大学等）、地域医療従事者（地域枠医師等）及び臨床研究医コースで採用された専攻医は対象外とする。なお、シーリング地域とは当該専攻医が採用された年度で設定されている地域とする。 65) 上記運用については、カリキュラム制で研修を行う専攻医も同様の扱いとする。 1 2. 7. プログラム制からカリキュラム制への移行 1) 専攻医がプログラム制からカリキュラム制に移行する場合、「専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」を記入の上、所属する研修基幹施設のプログラム統括責任者の了承・署名を得て、日本皮膚科学会に理由書の提出を行うこと。 (略) 4) 移行が認められた際には、移行前の施設のプログラム統括責任者は申請者の申請時点までの研修プログラム制での研修状況を評価し、カリキュラム制分の単位として認定を行う。ただし、関連他科での診療実績や研修実績は申請できない。 5) プログラム制における研修期間はカリキュラム制への移行後においても認められる。ただし、カリキュラム制への移行後に皮膚科診療以外での研修を行うことは認められない。なお、日本皮膚科学会及び日本専門医機構の審査・手続きが終了した後、移行時期も含めて専攻医本人に通知する。	(略) 5. 1 1. 専門研修の研修期間 (略) 5) 非シーリング地域の研修基幹施設に所属する専攻医は、シーリング地域に属する研修連携施設（準連携施設含む）での研修期間の上限を原則 2 年間とする。ただし、義務年限を有する医科大学卒業生（自治医科大学、産業医科大学等）、地域医療従事者（地域枠医師等）及び臨床研究医コースで採用された専攻医は対象外とする。なお、シーリング地域とは当該専攻医が採用された年度で設定されている地域とする。 6) 上記運用については、カリキュラム制で研修を行う専攻医も同様の扱いとする。 1 2. 7. プログラム制からカリキュラム制への移行 1) 専攻医がプログラム制からカリキュラム制に移行する場合、カリキュラム制に移行する理由を記した申請書に所属する研修基幹施設のプログラム統括責任者の了承・署名を得て、日本皮膚科学会に研修制の変更申請を行うこと。 (略) 4) 移行が認められた際には、移行前の施設のプログラム統括責任者は申請者の申請時点までの研修プログラム制での研修状況を評価し、カリキュラム制分の単位として認定を行う。ただし、関連他科での診療実績や研修実績は申請できない。 5) プログラム制における研修期間はカリキュラム制への移行後においても認められる。ただし、関連他科での研修期間はカリキュラム制への移行後においては認められない。なお、日本皮膚科学会及び日本専門医機構の審査・手続きが終了した後、移行時期も含めて専攻医本人に通知する。	当初皮膚科独自ルールとして規定していたが、昨今のシーリング改正に伴い撤廃する。 専攻医から日皮会事務局へ提出する理由書名を変更した。 研修制をカリキュラム制へ移行した場合でも、移行前までにプログラム制で行った他科での研修実績は保持されることを明記した。

新	旧	備 考
(略) 10.1. 基幹施設の取消猶予について(略) 途中で基幹施設の要件を満たさなくなった場合、再認定あるいは認定取り消しまで6ヶ月の猶予を与える。統括責任者以外に、妊娠、出産、育児、介護による時短勤務で常勤(31h/週)の半分以上を勤務している指導医がいる場合は、1年の猶予とする。また、その猶予期間における研修は研修基幹施設の研修として認める。猶予期間を超えても基幹施設の要件を満たさなかった場合、その時点で研修基幹施設の取消となる。なお、専攻医の継続的な研修を担保するため、同プログラムの統括責任者は、所属している専攻医を速やかに他プログラムに移動を行う。 (略)	(略) 10.1. 基幹施設の取消猶予について(略) 途中で基幹施設の要件を満たさなくなった場合、再認定あるいは認定取り消しまで6ヶ月の猶予を与える。また、その猶予期間における研修は研修基幹施設の研修として認める。6ヶ月を超えても基幹施設の要件を満たさなかった場合、猶予期間を過ぎた時点で研修基幹施設の取消となる。なお、専攻医の継続的な研修を担保するため、同プログラムの統括責任者は、所属している専攻医を速やかに他プログラムに移動を行う。 (略)	

(理由)

・本学会の規定では基幹施設には2名以上の指導医が必要となっている。

本規則の制定時においては、離職等による指導医離脱による指導医が1名体制(統括責任者のみ)の場合を想定しており、その後の指導医の補填等人事上の観点、手続きなどから6か月間の猶予との規定としてきた。

しかし、昨今では国の方針として男女問わず育休の取得の推奨もあり、また育児短での勤務も推奨がされている。本学会は入会者の約7割、また指導医も半数程度が女性となっている現状があり、今後、育児短での勤務の指導医も一定数以上増えてくることが想定される。

これまでの規定のままであると6か月の猶予しかないが、育児短等により週の半分以上は勤務している場合においては、研修に関わっている事実があることから、1年間の猶予とするように追記。